

還 付 請 求 権 譲 渡 通 知 書

千葉県自動車税事務所長 様

<p>譲渡人 (納税義務者)</p> <p>住所・所在地 _____</p> <p>氏名・名称 (代表者役職・氏名) _____</p> <p>電話番号 _____</p>	<p>実印</p>	<p>譲受人 氏名・名称 (代表者役職・氏名) _____</p> <p>住所・所在地 _____</p> <p>電話番号 _____</p>
--	-----------	--

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
銀行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ()	No. _____ (カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に _____年__月__日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 _____年__月__日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの) 2. 誤納 _____年__月__日 3. その他 (_____年__月__日)	_____円 [※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額]
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原					
			かな					
税 目 (自動車税)				年 度				
1. 種別割		2. 環境性能割		年 度				

【備考】 ※必ずお読みください。

- 1 この書類は、**還付の事由が発生した日から10日以内**(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 2 **抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)**
- 3 この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 4 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 5 譲渡人は、**実印を押印の上、印鑑証明書(原本)を必ず添付**してください。住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 6 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 7 **提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。**

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721

還付委任状と記入例 千葉県

■ **印鑑証明(発行から2ヶ月以内)原本が別途1通必要**

還付請求権譲渡通知書

千葉県自動車税事務所事務

住所・所在地 **千葉県市川市〇〇〇**

譲渡人 氏名・名称 **根津 多摩男** (納税義務者) (代表者役職・氏名) 電話番号 **047-123-4567**

譲受人 氏名・名称 _____ (代表者役職・氏名) 電話番号 _____

◎ 過払納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限りります。)

金融機関名	本・支店
銀行	信用金庫

鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

私(譲渡人)は、下記過払納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に、____年__月__日に譲渡したので通知します。

自動車登録番号	譲付の発生事由及び年月日	過払納還
1. 千葉県 2. 管区 3. 千 4. 納付地 5. 野田 6. 成田 7. 他	1. 採納 年 月 日 (当該年度の月末までに採納登録するもの)	_____円
8. 市川 9. 船橋 A. 松戸 B. 市原 かな	2. 振納 年 月 日	
税目(自動車税)	3. その他(年 月 日)	
1. 種別別 2. 償還性別制 年度		

【備考】
 1 この書面は、還付の事由が発生した日から10日以内(休日等の場合はその翌日)に自動車税事務所に出向くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に課税される場合があります。
 2 領受書が送られていない場合は、領受書が送られていない旨を記載し、領受書が送られていない旨を記載してください。
 3 この書面を提出されても、譲受人に不利な事項は発生しません。また、提出された書面の提出日より10日以内に、申請書の提出が認められます。
 4 過払納還付金は、申請書の提出により発生します。
 5 譲渡人は、譲渡金控除の申請(源泉徴収票)を必ず提出してください。住所を変更している場合は住所変更(コピー)が必要です。
 6 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の届付書類が必要ですので、必ず事前に下記窓口にお問い合わせください。
 7 提出された還付請求権譲渡通知書及び届付書類については、返却いたしませんので御了承ください。

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉県中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721

<記.4.1 資料>

〈A〉譲渡人(納税義務者)

- ・印鑑証明通りの住所・氏名、電話番号を記入。
- ・法人の場合、代表者と車両担当者も記名する。

千葉県自動車税事務所長 様

住所・所在地 **千葉県市川市〇〇〇**

譲渡人 氏名・名称 **根津 多摩男** (納税義務者) (代表者役職・氏名) 電話番号 **047-123-4567**

◎ 過払納還付金振込口座(譲受人と同一名義の)

金融機関名	本・支店
銀行	信用金庫

鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

実印

根津